

☆限度額認定証交付について

- ・高額な医療費がかかる場合に限度額認定証の提示をいただければ1か月の診療費の自己負担を超えるお支払いは不要となりますので、事前にお手続きされ、ご提示くださいますようお願いいたします。
- ・交付の手続きについてはご加入の協会けんぽ、健康保険組合、市町村(国民健康保険・後期高齢者医療制度)などにお問い合わせください。

<70歳以上の自己負担限度額>

区分・所得要件			外来(個人)限度額	世帯単位(入院含む)限度額
市民税 課税世帯	現役並み Ⅲ ※1	課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【多数回該当:140,100円】※3	
	現役並み Ⅱ ※1	課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【多数回該当:93,000円】※3	
	現役並み Ⅰ ※1	課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数回該当:44,400円】※3	
	一般	課税所得145万円未満	18,000円 (年間上限144,000円)※4	57600円 【多数回該当:44,400円】※3
市民税 非課税世帯	区分Ⅱ		8,000円	24,600円
	区分Ⅰ (世帯全員所得なし) ※2		8,000円	15,000円

※1 現役並み所得者は、一部負担金の割合が3割の方です。

※2 年金収入のみの場合は、その額が80万円以下の方です。

<70歳未満の自己負担限度額>

区分・所得要件 ※5			国保世帯全体	
市民税 課税世帯	区分ア	年収約1,160万円～ 旧ただし書所得 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【多数回該当:140,100円】※3	
	区分イ	年収約770万円～約1,160万円 旧ただし書所得 600万円～901万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【多数回該当:93,000円】※3	
	区分ウ	年収約370万円～約770万円 旧ただし書所得 210万円～600万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数回該当:44,400円】※3	
	区分エ	年収～約370万円 旧ただし書所得210万円以下	57,600円 【多数回該当:44,400円】※3	
住民税 非課税世帯	区分オ		35,400円 【多数回該当:24,600円】※3	

※3 多数回該当とは、全12ヵ月で4回以上の高額療養費に該当する場合の限度額です。

※5 所得要件の旧ただし書所得とは国保料算定の基礎となる金額です。

また、同世帯に属する国保被保険者全員の旧ただし書所得を合計したものです。